

大和郡山市議会議員の虚礼廃止に関する決議

清潔な議員活動の推進を図るため、市民・議員とも「贈らない」、「求めない」、「受けとらない」の３つのルールを再認識し、真に公職選挙法を遵守するとともに、各種の虚礼廃止を実行することで、市民の付託に応えるため、平成元年９月２１日、大和郡山市議会議員の虚礼廃止に関する決議が可決されたが、既に歳月が経ち、新たな議員も多くなっており、改めて次のことを決議する。

- 一、 公職選挙法で禁止されている「挨拶状の差出」、「挨拶を目的とする有料広告の掲載・放送」、「寄付行為」は、行わない。
- 一、 本決議に反した場合は、議会運営委員会において調査の上、違反者に対し、議長名にて警告書を発する。なお、警告に応じない場合は、議会運営委員会において協議の上、措置を講ずるものとする。

以上、決議する。

平成２３年　９月２０日

大和郡山市議会